

justax

No.59

JUN'98

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

無申告加算税の全部取消し!

●真実の保険料負担者の判断●

生命保険契約における保険料の真実の負担者がだれであったかという問題は、契約の当事者が既に死亡していることもあって、大変難しい判断を迫られることとなります。一般的には、保険契約者が保険料を負担しており、契約者が死亡すれば、保険金はみなし相続財産となります。しかし、相続開始後、相当期間経過後に真実の保険料負担者は保険金受取人であったと認定されると、生命保険金の課税関係はガラリと変わり、一時所得として所得税の申告義務が発生します。こうして、無申告加算税が課されたため、これを争い全部取消しとなった判決を紹介します（平成10年3月20日福岡地裁）。

◎原告は、のり養殖業の事業専従者です。昭和63年1月22日、長男U男が交通事故で死亡したことにより、下記のとおり生命保険金を受け取りました。

- | | | |
|---------------------|---|---------------|
| ① 簡易保険金 14,009,306円 | } | 計 44,053,454円 |
| ② 生命共済金 15,019,905円 | | |
| ③ 生命共済金 15,024,243円 | | |

原告は、これらの保険金のすべてをみなし相続財産として、課税価格34,504,000円、相続税額775,600円とする期限後申告と納税を済ませましたが、その後、所轄税務署から相続税法の改正による基礎控除額の変更に伴う更正の請求書の送付を受け、税額をゼロ円とする更正の請求を行い、平成元年2月16日減額更正処分が行われました。

その後、①と②の保険金合計29,029,211円は原告の一時所得であるという被告税務署長の指導により、原告は所得税の一時所得の確定申告書を平成元年8月29日に提出、その後、翌平成2年3月15日、上記②の生命共済金は、みなし相続財産に該当するとして更正の請求をしましたが認められず、かえって、上記③の生命共済金も原告の一時所得であるとして、一時所得の金額 21,315,182円、所得税額6,567,500円とする更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分を受けました。

◎原告の審査請求に対し不服審判所は、税務調査の段階では、調査官は③の生命共済金についてはみなし相続財産であると判断していたことから、無申告加算税の賦課決定処分の一部を取り消し、過少申告加算税相当額まで減額しましたが、原告はその全部の取消しを求めて訴えを起こしました。

◎被告税務署長は、相続税の減額更正処分をしたのは、相続税法の改正に伴って事務的、機械的に処分したのであって、これらの共済金が相続財産に当たるという公的見解に基づくものではないこと、また、①と②の保険金・共済金を一時所得として所得税の申告を慫慂したのは、その段階で把握された事実を前提に判断したに過ぎず、その後Y農協を調査した結果③の共済金の掛金も原告が負担していたということが明らかになったのであるから、公的見解を変更したものではないことなどを主張しました。◎裁判所は、本件の場合、生命共済金の掛金の支払は原告名義の貯金口座からなされており、口座振替によって掛金を支払っている場合は、掛金の負担者は特段の事情がない限り貯金口座の名義人であると解するのが相当である。確かにU男には掛金を負担できる程度の収入があり、必ずしも負担能力がないとはいえないが、U男がこの貯金口座に掛金分を入金したとか、原告がU男に掛金分を贈与していたとか認められる的確な証拠がないし、U男は別に自動車の借入金などで2,403,966円の負債を有しており、掛金の負担能力に疑問があるなどの理由で掛金の負担者は原告である、と認定しました。

しかし、当初の税務調査において調査官が③の生命共済金についてはみなし相続財産であると判断していたことや、顧問税理士からみなし相続財産と認めてもらったと聞いていることなどから、③の生命共済金を一時所得として申告しなかったことについて相当な事情があったとして、無申告加算税の全部を取り消しました。

(資料提供 税法データベース編集室)